

ソフトウェア使用許諾契約書

重要:このソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」という)は下記の株式会社オプテック(以下「当社」という)のソフトウェア(許諾プログラム。以下「本ソフトウェア」という)の使用に関して、お客様と当社との間で合意される法的な契約です。本ソフトウェアのインストーラ(インストール用モジュール)で「同意します」を選択し継続実行するか、本ソフトウェアで「同意します」を選択し継続利用することにより、お客様は本契約の各条項に拘束されることを承諾したことになります。もし、お客様が使用許諾条件に同意できない場合は、インストール作業または継続利用を中断しお客様の端末上から本ソフトウェアを削除してください。

当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、自らの判断で適宜、本契約を変更、追加あるいは、削除することができるものとします。本契約の最新版は、当社ホームページまたは本ソフトウェア内に掲載しています。

許諾プログラム: (お客様の利用状況によります)

許諾期間: (お客様の利用状況によります)

第1条(プログラムの使用許諾)

- 当社は、本ソフトウェアの原権利者として、あるいは本ソフトウェアの原権利者との再許諾権契約により、本ソフトウェアの使用権を許諾する権利を有しています。
- 当社はお客様に対し、以下の非排他的権利を許諾します。
 - 本ソフトウェアを端末にインストールし本ソフトウェアに含まれる機能を使用すること。「インストール」とは、端末内に本ソフトウェアを取り込むことを言います。
 - 許諾期間に定められている期間内で使用すること。

第2条(知的財産権の帰属)

- 本ソフトウェア及びこれらに関連するドキュメント(電子的なものを含みます。以下同様)の著作権、その他一切の知的財産権は、当社または許諾ライセンスの原権利者に帰属します。本ソフトウェアは、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法令ならびに条約によって保護されています。また、本ソフトウェアの所有権は当社に帰属し、お客様は本契約に認められた範囲内で本ソフトウェアを限定的に使用することができます。
- 本契約によって許諾される権利を除いては、いかなる権利もお客様に譲渡または許諾されないものとします。

第3条(禁止事項)

- お客様は、本ソフトウェア及び関連するドキュメントについて次の事項を行ってはならないものとします。
 - 本契約によって許諾される範囲を超えた使用または複製
 - 第三者への販売・譲渡・貸与・配布または再使用許諾もしくはこれらに類する行為
 - 改変、リバースエンジニアリングまたは逆アセンブルもしくはこれらに類する行為
 - 著作権表示の変更・削除
 - 販売目的での直接的・間接的な輸出
 - 本ソフトウェアに関する技術上の秘密の漏洩
- 前項に違反し、お客様が本ソフトウェア及び関連するドキュメント等に改良等を加えた場合、当該部分に係る著作権、特許権等、一切の法的権利は当社に帰属するものとします。

第 4 条(保証)

1. 本ソフトウェアの無償保証については、出荷後 30 日間、製品媒体を構成する電子ファイルの破損等、品質上の欠陥がないことを保証します。媒体に不具合が発見された場合は無償で交換します。
2. 前項の規定に関わらず、以下の事項については有償無償を問わず保証の範囲外とします。
 - (1) 当社のソフトウェア製品の使用に際して生じた直接的、間接的及び偶発的なすべての損害
 - (2) 誤使用、改造、当社が認めた環境仕様に適合しない操作、または当社以外のソフトウェア製品やメディア等を使用した結果生じた不具合及び損害
 - (3) 購入時やライセンス申請・更新時に登録したお客様情報について、変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、当社からお客様への通知、郵送及びほかのコンタクトの不達により生じる不利益及び損害
 - (4) 天災地変その他不可抗力により生じた不具合及び損害
3. 本ソフトウェアは、現状有姿のまま提供され、当社は、本契約及び別途お客様と締結するサポートサービスに明示された場合を除き、瑕疵を含め一切の保証を行いません。

第 5 条(適用)

本ソフトウェアの一部に、オープンソースを含むサードパーティ・ソフトウェアを使用している場合があります。当社は、本契約第 1 条、第 2 条ならびに第 3 条の制限(以下総称して「制限等」という)が、本ソフトウェアに適用される法令(以下「適用法」という)により禁止、または本ソフトウェアに含まれるサードパーティ・ソフトウェア使用許諾契約(以下「第三者使用許諾」という)により禁止される場合には、当該サードパーティ・ソフトウェアに関し、本契約の制限等に優先して適用法及び第三者使用許諾を適用するものとします。

第 6 条(免責)

次の事項について当社は責任を一切負いません。

- (1) 第 4 条「保証」の定めにかかわらず、本ソフトウェアの一部にオープンソースを含むサードパーティ・ソフトウェアを使用している場合には、当社は、サードパーティ・ソフトウェアに関して保証を行いません。また、第三者使用許諾によりサードパーティ・ソフトウェアのソースコードをお客様に提供する場合についても当該ソースコードに関する対応及び保証を一切行いません。
- (2) 本ソフトウェアのインストールまたは使用に関連して生じた直接的、間接的及び偶発的なすべての損害(お客様所有のハードウェアまたは他のソフトウェアの破損・不具合等を含む)に関して保証を行いません(通常損害、特別損害を問いません)。
- (3) 本ソフトウェアの機能が、お客様の要望を全て満たせることを保証するものではありません。
- (4) 誤使用、改造、当社が認めた環境仕様に適合しない操作、または当社以外のソフトウェア製品やメディア等を使用した結果生じた不具合及び損害に関して保証を行いません。
- (5) 天災地変その他不可抗力により生じた不具合及び損害に関して保証を行いません。

第 7 条(変更通知)

本契約内容の変更がお客様の一般の利益に適合しない場合は、変更日の 30 日以上前に当社が定める方法でお客様に通知するものとします。

第 8 条(責任制限)

如何なる場合も、本契約に基づく当社の損害賠償責任の総額は、その責任の原因が生じた時点の暦年に、原因の生じた「本ソフトウェア」についてお客様が当社に支払った料金の総額を越えないものとします。

第 9 条(第三者による権利侵害)

万一、お客様において、第三者が、本ソフトウェア及び付属ドキュメントに関連する著作権等の全部又は一部を侵害していることを発見した場合、お客様は、当社に対し侵害の事実を速やかに報告し、当社が当該著作権等を保護するために行う措置に対して、当社に援助協力するものとする。

第 10 条(一時的な中断及び提供停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知又は承諾を要することなく、本ソフトウェアの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本ソフトウェア用設備等の故障により保守を行なう場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本ソフトウェアを提供できない場合
2. 当社は、本ソフトウェア用設備等の定期点検を行なうため、お客様に事前に通知の上、本ソフトウェアの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本ソフトウェアを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 11 条(反社会的勢力排除)

お客様は、お客様、及びお客様の親会社、子会社等の関連企業並びにお客様の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)、従業員、または自己の主要な出資者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、暴力的な要求行為、反社会的勢力を名乗る等して取引に関する脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行い若しくは不当要求行為、その他これらに準ずる行為をなさないことを表明し、保証します。

第 12 条(機密情報)

「機密情報」とは、当社あるいは、原権利者の、非公開の企業情報、技術情報をいい、当社あるいは、原権利者の営業秘密、ノウハウであり、口頭あるいは、書面をもって「機密」と指定されたもの、また当社あるいは原権利者の機密・所有として認識されるべきものを含みますが、これに限定されません。お客様は、機密情報を極秘扱いとすることに同意し、当社あるいは原契約者の書面による承諾がない限りは、機密情報を利用できません。お客様は、権限のない者に機密情報へアクセスさせないことを保証します。上記にかかわらず、機密情報には、次の情報は含まれません。

- (1) お客様の契約違反によらず、公知となっているもの
- (2) 機密情報とは無関係にお客様にて開発されたもの
- (3) 開示制限なく、お客様に対して第三者により正当に開示されたもの

第 13 条(商標権)

当社という名称及びその他関連ロゴ・デザインは、日本などにおいて登録されている当社の占有商標であり、お客様は、当社より商標許諾権を得ることなく、これらの商標を使用あるいは、複製することはできません。本ソフトウェアあるいは、当社のホームページ等に掲載されている、全ての商標、商品名あるいはサービスマークは、それぞれの所有者の専有的財産となります。無断複写・転載を禁じます。

第14条(プライバシー)

当社あるいは原権利者は、お客様より提供された情報(登録情報や利用環境に関する情報などを含みます)の取り扱いについて、当社ホームページに記載の個人情報保護に関する方針に則ります。

第15条(ハイリスク使用)

本ソフトウェアは、リスクの高い活動のために使用されることを意図・設計したものではありません。本ソフトウェアの不具合または故障が、人身傷害、死亡、あるいは、器物・環境または商取引への損害を招くことが合理的に予期される場合は、本ソフトウェアのお客様の使用を禁じます。またこれに関わらず、いかなる生命維持装置への接続における使用も禁じます。当社は、これらの目的のための適合性についての明示・默示保証を明確に排除します。当社は、本ソフトウェアの上記使用に伴う賠償あるいは損失について一切の責任を負いません。

第16条(通知)

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載する等、当社が適当と判断する方法により行ないます。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行なう場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第17条(ユーザID及びパスワード)

1. 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます)するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本ソフトウェアならびに本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第18条(バックアップ)

本ソフトウェア及び本サービスによって作成、提供、伝送されるデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第19条(使用者)

本ソフトウェアの使用者(本条に基づき許容される使用者を総称して、以下「使用者」といいます。)はお客様及びお客様が雇用する従業員のみとします。なお、お客様が、お客様の支店、子会社を含む関係会社、業務委託先等、お客様が当該従業員以外の者に本ソフトウェアを使用させることを希望する場合、お客様は、当社に対し、あらかじめその旨を通知し、当社の書面による承諾を得ることを必要とします。当社はライセンス証書記載のライセンスの種類及びその数量の範囲内においてその承諾を不合理に拒否しないものとします。

第 20 条(使用方法及びお客様の責任)

1. お客様は、自らの責任において、本ソフトウェアを使用する場合に必要なサーバまたはクライアントとなるコンピュータ、インターネット、電気通信サービスその他必要な装置類の入手、購入、管理、保守その他使用し得る状態に維持するものとします。
2. お客様は、自ら本契約及び関連契約の各条項を遵守するのみならず、その他の使用者に本契約及び関連契約の各条項を遵守させるよう徹底確保するものとし、当該使用者にて本契約及び関連契約の各条項に違反があった場合、当該使用者の違反をもってお客様の違反とみなします。

第 21 条(情報の収集)

お客様は、当社が本ソフトウェア及びそれに関連する製品の品質向上並びにそれらに関連するサポートを目的として、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータの情報の開示をお客様に求め、当社自ら当該情報を収集し、検討、分析する場合があることに同意するものとします。ただし、当社は収集、検討、分析した情報についてお客様の個人情報と関連付けることはせず、当社の情報セキュリティ基本方針に従って管理するものとします。

第 22 条(その他)

1. 本契約は、お客様が本ソフトウェアのインストーラ(インストール用モジュール)で「同意します」を選択し継続実行するか、本ソフトウェアで「同意します」を選択し継続利用したときから発効し、お客様が本ソフトウェアの使用を終了するか、または次項に基づき当社が本契約を解除するまで有効とします。
2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、当社はお客様に何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、お客様は本ソフトウェアを端末上から削除すると伴に本ソフトウェア、その複製物及びその付属品(関連するドキュメントを含む)のすべてを、当社の指示に従って削除または返却するものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出される場合、お客様の責任のもと、日本国内外の輸出管理に関連する法規を遵守すること。
4. 本ソフトウェア及びドキュメントを含む技術データは、日本の輸出管理関連法規の対象となります。お客様には、当該輸出管理関連法規の遵守義務が生じます。
5. お客様の契約違反によって当社が損害を受けた場合、当社はお客様に対して損害賠償を請求できるものとします。また、当社は当該解除によりお客様または第三者に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
6. 本契約の一部条項無効、非合法あるいは法的強制力がないと判断された場合、当該条項は、法の許す最大限の範囲で実行され、残りの条項は影響を受けないものとします。
7. 本契約に関連して生じた紛争について裁判による解決を図る場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
8. 本契約は、日本国法に従って解釈されるものとします。